

令和 7 年度 放課後児童保育施設「わいわいクラブ」概要

所在地	〒960-1428 川俣町字五百田 21 番地	
入所定員	70 名（現在入所中の児童についても、年度ごとに手続きが必要です。）	
対象児童	① 町内の小学校に就学する児童で、保護者が就労等により保育が困難な家庭の児童 ② 教育委員会が特に必要と認める児童（子育て支援課までお問い合わせ下さい。）	
保育時間	就学日の場合（平日保育）※1 開所：午後 1 時 30 分 閉所：午後 7 時 20 分 （短縮授業にも対応します。）	非就学日の場合（1 日保育）※2 開所：午前 7 時 閉所：午後 7 時 （振替休日等にも対応します。弁当持参となります。）
来所・退所方法	就学日の場合 ○来所：徒歩または親族の送迎 ○退所：親族の迎え	非就学日の場合 ○来所および退所：親族の送迎 （ <u>児童個人での来所・退所はできません。</u> ）
保育料	各月初日の放課後保育児童の属する世帯の町民税課税状況（4 月～6 月は令和 6 年度、7 月以降は令和 7 年度）により保育料を算定します。	
通常保育	町民税所得割課税世帯 月 6,000 円 （2 人目は半額、3 人目以降は 10 分の 1） 町民税所得割非課税世帯 月 4,500 円 （同上） 町民税非課税世帯 月 3,000 円 （同上） 生活保護世帯 0 円	
短期保育	生活保護世帯以外の世帯 1 日 500 円 （2 人目以降は半額） 生活保護世帯 0 円	
保育料納入期限 及び方法	通常保育：4 月分は 4 月 10 日まで、5 月分以降は保育月の前月末日まで「わいわいクラブ」へご持参ください。 短期保育：保育日に「わいわいクラブ」へご持参ください。	
入所申込	通常保育：入所する月の前月末日まで「申込書」及び「就労証明書」等を幼児教育係に提出してください。 短期保育：保育日の前日 17 時まで「申込書」及び「就労証明書」等を幼児教育係に提出してください。	
退所・保育追加 及び取消	通常保育：退所する月の末日まで「退所届」を幼児教育係に提出してください。 （月の途中で退所しても <u>保育料の日割りはありません。</u> ） 短期保育：保育日の前日 17 時までに「変更届出書」を <u>幼児教育係またはわいわいクラブに提出してください。</u>	
指導員	常時複数体制（放課後児童支援員を含む）で保育します。	
お問い合わせ先	○入所・退所、保育料に関する問い合わせ 川俣町教育委員会 子育て支援課 幼児教育係 TEL：566-2111 内線 2303 FAX：566-2438 ○準備物、保育内容等運営に関する問い合わせ 「わいわいクラブ」 TEL：565-5027 FAX：565-2209	

※1 就学日：学校に通学する日（通常の月曜日から金曜日）

※2 非就学日：学校に通学しない日（土・日曜日、祝祭日、夏休み等の長期休業日）